

総合評価落札方式と建設リサイクル

公共工事における総合評価方式の展開と建設リサイクル推進への活用

伊藤 弘之

国土交通省国土技術政策総合研究所建設マネジメント技術研究室長

キーワード▶ 公共工事、総合評価方式、品確法、技術提案、建設リサイクル

1: はじめに

公共工事により整備される社会資本は、将来世代にわたって国民の生活や経済・社会活動を支える重要な公共資産であり、性能や耐久性に優れた良質なものでなければならぬ。また、建設工事により発生する騒音、交通渋滞等による社会的コストの縮減や建設副産物の適切な処理・活用による省資源・循環型社会の形成等に対する国民の要望も高く、工事目的だけでなく、その施工方法も合わせた工事品質の確保・向上が重要な課題となっている。

一方、国土交通省の直轄工事に関し、入札・契約制度の透明性・公正性の強化を図るため、指名競争入札が原則廃止され一般競争入札が拡大されたが、近年、建設市場は公共事業費の急激な減少等に伴う著しい過剰供給構造となっており、公共工事全般における著しい低価格入札の頻発を招く一因となっている。このため不良不適格業者の参入や著しい低価格落札に伴う手抜き工事や安全対策の怠り等による公共工事の品質低下が懸念されることとなった。

このような状況を踏まえて、平成17年度には「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下「品確法」)が施行された。品確法では、競争参加者の技術力や技術提案等

と価格を総合的に評価する総合評価方式を公共工事調達の基本としており、国土交通省においては簡易型及び高度技術提案型総合評価方式を新たに設けることにより、価格競争から総合評価方式への転換が図られた。

ここでは、公共工事の品質確保・向上における総合評価方式の位置付けや体系について説明するとともに、建設リサイクルの推進の観点から総合評価方式の活用について述べる。

2: 総合評価方式の体系化と適用の拡充

品確法において特に重視されている「価格と品質が総合的に優れた調達」は、発注者が定めた仕様に基づく工事に対して価格競争を行う従来の方式とは異なり、入札参加者が提示した技術提案や技術力等とその入札価格を総合的に評価して、最も優れた者を落札者とする方式であり、総合評価方式と呼ばれている。この方式は、発注者にとって「Value for Money(価格あたりの価値)」の観点から最も有利な調達が可能となるだけでなく、民間業者の技術力の向上や良質な工事の執行に係わるモチベーションを形成するものであり、技術と経営に優れた健全な建設業者が育成されると期待される効果がある。また、一般競争入札の拡大に伴う不良不適格業

者の参入を防止する効果も有している。

総合評価方式は、平成11年度に「今井一号橋撤去工事」において最初の適用が行われて以来、平成12年度には大蔵省(現財務省)との包括協議が整い、「工事に関する入札に係わる総合評価方式の標準ガイドライン」(以下「標準ガイド」)が整備された。これに準ずることにより、工事案件毎の財務省との協議が不要となったため、適用件数が大幅に増加した。標準ガイドでは総合評価方式の対象工事、評価項目・評価方法、予定価格の作成及び落札者の決定基準等が示されている。なお、地方公共団体においては、地方自治法に基づいて総合評価方式を行うため、標準ガイドに準ずる必要はない。

従来、総合評価方式は、大規模で技術的難易度の高い工事を対象に適用されてきたが、公共工事全体の品質確保のためには、直轄をはじめ地方公共団体における比較的小規模な工事に対しても、総合評価方式を適用することが重要と考えられた。このため、平成17年9月に「公共工事における総合評価方式活用検討委員会」において新設された簡易型総合評価を含む「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン」がとりまとめられるとともに、国土交通省からは「国土交通省直轄工事における品質確保促

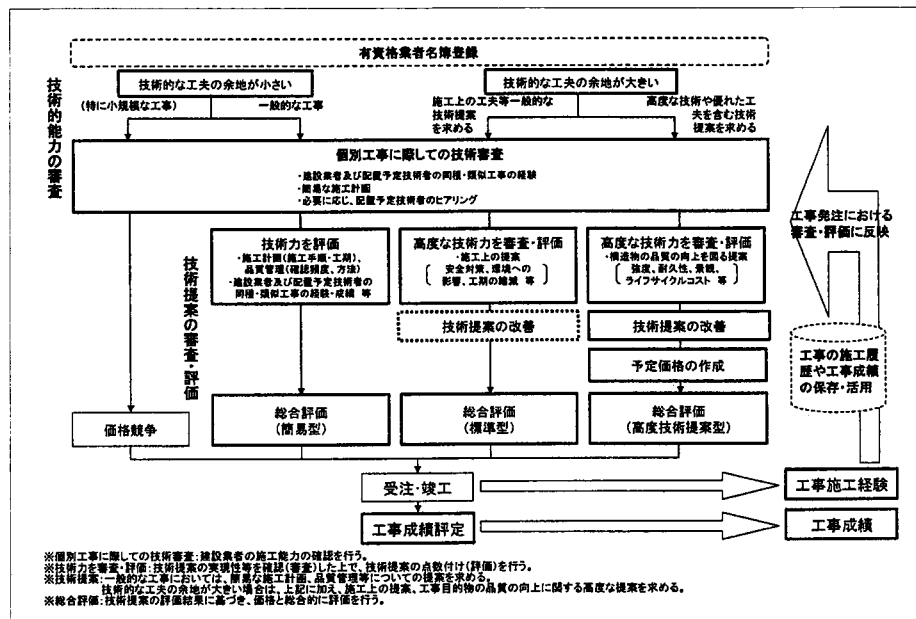


図-1 総合評価方式の体系

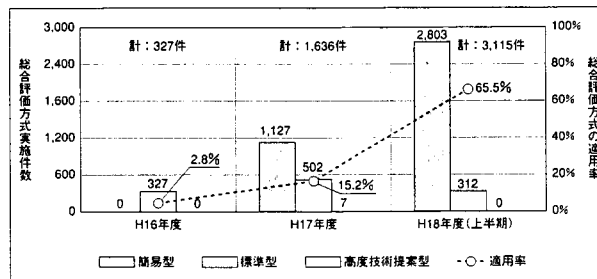


図-2 総合評価方式の適用件数

進ガイドライン」が公表された。さらに平成18年4月には、上記検討委員会より「高度技術提案型総合評価方式の手続について」が公表されている。これにより、特に小規模な工事等その内容に照らして総合評価を適用する必要がないと認められる工事を除き、全ての公共工事において総合評価方式を適用することを基本とし、公共工事の特

性(規模、技術的な工夫の余地)に応じて、簡易型、標準型、高度技術提案型のいずれかの総合評価方式を選択することが可能となり、平成17年度以降総合評価方式の適用件数は飛躍的に増加した(図-2参照)。

- ①簡易型:技術的な工夫の余地が小さい工事においても、施工の確実性を確保することが重要であるため、施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績等に基づく技術力と価格との総合評価を行う。
- ②標準型:技術的な工夫の余地が大きい工事において、発注者の求める工事内容を実現するための施工上の技術提案を求める場合は、安全対策、交通・環境への影響、工期の縮減等の観点から技術提案を求め、価格との総合評価を行う。
- ③高度技術提案型:技術的な工夫の余地が大きい工事において、構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合は、例えば、設計・施工一括発注方式等により、工事目的物自体についての提案を認める等、

提案範囲の拡大に努め、強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコスト等の観点から高度な技術提案を求め、価格との総合評価を行う。

3: 総合評価方式による落札者の決定方法

総合評価方式における落札者の決定基準は、①入札価格が予定価格の範囲内、②評価値が最も高い、③各評価項目について最低要件を満たすことであり、②、③については、発注者が工事の特性に

応じて定めた評価項目、評価基準及び配点により決定される。

評価値の算出方法については、代表的なものとして除算方式と加算方式があるが、直轄工事においては、標準ガイドに定められている除算方式により算出されている。

(1) 除算方式：除算方式は標準点(通常100点)に、各評価項目毎の得点の合計値(加算点)を加え、全体を入札価格で除したものを評価値とする方式である。「Value for Money」の考え方に即した評価指標であり、加算点の満点(通常10~50点)

が大きいほど、技術評価の比重が大きくなる。

評価値=(標準点+加算点)÷入札価格

(2) 加算方式：加算方式は、技術評価点としての加算点と価格評価点[例えば、100×(1-入札価格/予定価格)、又は、100×(最低価格/入札価格)等]を加算したものを評価値とするものであり、東京都、長野県等の地方自治体で採用されている方法である。

評価値=技術評価得点(加算点)÷価格評価点

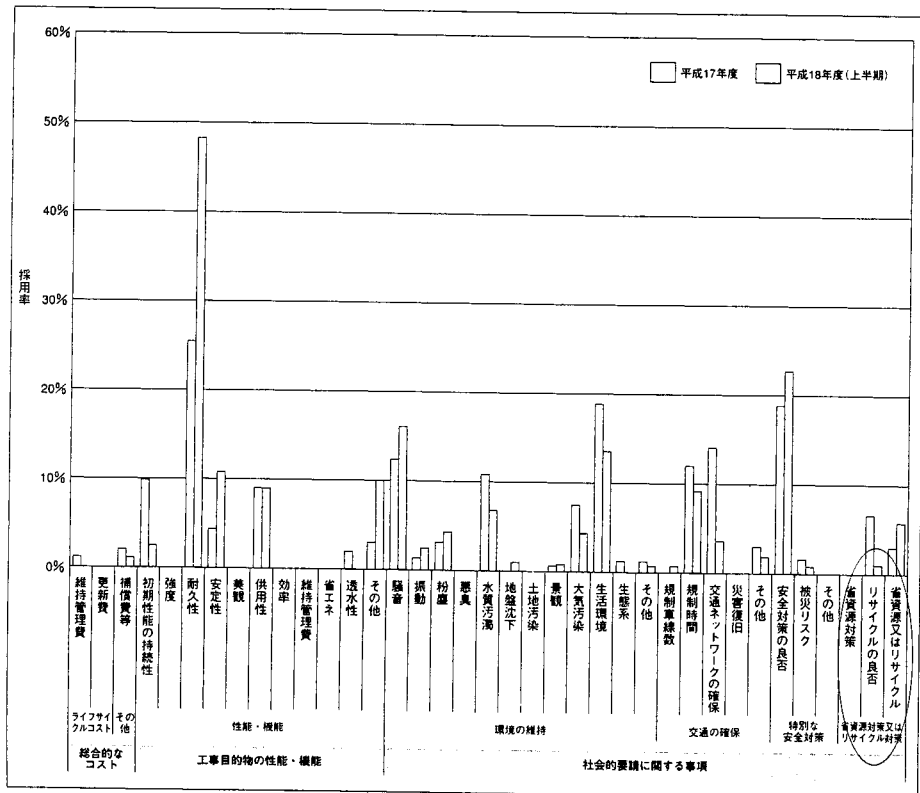


図-3 標準型総合評価方式における評価項目(一般土木、AS舗装、鋼橋上部、PCの4工種)

4: 建設リサイクル促進の観点から見た総合評価方式の活用について

今後大量の社会資本が耐用年数に達し、老朽化した施設の撤去、更新等が予想されるなか、建設リサイクルのシステムをより強化することは急務であり、そのためには、近年開発されている様々な技術を公共工事の現場で率先して活用することにより、建設リサイクルの推進とそれを支える技術開発の好循環の形成・強化を図ることが重要である。民間で開発されたリサイクル技術を積極的に活用する上で、技術提案を求める総合評価方式は有効と考えられるが、平成18年度上半期における標準型及び高度技術提案型総合評価方式の適用工事のうち、省資源やリサイクルについて技術提案を求めた工事件数312件中、橋梁工事を中心とした14件に留まっている(図-3参照)。また、評価項目の設定方法についても、工事全体における「省資源又はリサイクル等」といった漠然としたものや、逆に間伐材の使用、型枠の再利用等の小規模なものが多く、落札者の技術提案も「標準案(提案なし)」又は小規模なものがほとんどであり、有効な技術提案が得られているとは言い難いようである。その原因としては、①建設副産物の処理については、複数の工事現場や場合によっては他の産業分野との連携により図られ

るものであり、個々の工事を担当する受注者側からは優れた提案が困難であること、他方で周辺地域に精通した発注者が計画・設計段階から検討を行っており、さらなる技術提案の必要性が小さいこと、②現状においても木材、建設汚泥等を除いた建設副産物は100%近く再資源化されており、新たな技術提案の余地が小さくなっていること、③再生資材の利用に当たっては、一般に材料価格が割高な上、工事目的物の性能・強度等に関しての確認作業や場合によっては再設計等が必要となるため、受注者側からの自発的な提案が期待できないこと、及び④これらリサイクル対策の推進は、経済性に依らず実施することとなっている一方で、総合評価方式では価格と技術提案の総合的な評価となるため、リサイクルの観点から最適な技術提案であっても必ずしも実施できないこと等が推察される。

これらの点に関して、競争参加者側からの有効な技術提案を得るためには、総合評価方式の適用に当たっては、①設計施工一括発注方式による高度技術提案型総合評価方式を適用し、再生資材の活用が比較的容易な設計段階からの技術提案を求める、②建設リサイクルに係る評価項目の加算点の満点を相当程度大きくすることや技術

提案に基づいた予定価格の設定をすることにより、技術提案の価格に対する一定程度の優位性を確保する、③「品質の高い再生骨材の製造方法」のように技術提案のテーマを明確にする等の工夫が必要であろう。

上記はあくまでも総合評価方式の制度面からの検討による提案である。各現場の発注者においては、個々の工事特性や総合評価方式の主旨を十分理解した上で、建設リサイクル推進のための総合評価方式の活用について検討されたい。

参考文献

- 1) 公共工事における総合評価方式活用検討委員会：公共工事における総合評価方式活用ガイドライン、平成17年9月
- 2) 公共工事における総合評価方式活用検討委員会：第1回~10回委員会資料、平成17年5月~19年1月
- 3) 国土交通省：国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン、平成17年9月
- 4) 公共工事における総合評価方式活用検討委員会：高度技術提案型総合評価方式の手続について、平成18年4月
国土技術政策総合研究所建設マネジメント技術研究室HP
(<http://www.nilm.go.jp/engineer/index.html>) より